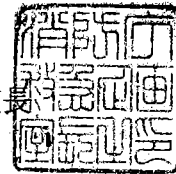


消防救第217号
平成24年9月6日

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消防庁救急企画室長



平成24年度特別交付税の算定に要する数値等について(照会)

標記の件については、特別交付税の算定を行う上で必要となりますので、貴都道府県内の市町村分をとりまとめのうえ、下記により提出されるようお願いいたします。

記

1 提出書類

【様式】高速道路における救急業務実施体制

2 提出期限

平成24年9月14日(金)18:00(期限厳守)

消防庁救急企画室

担当 長谷川

TEL: 03-5253-7529 (内 42322)

FAX: 03-5253-7539

E-mail: y3.hasegawa@soumu.go.jp

記 載 要 領

- 1 この調査は、高速自動車国道、本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道及び本州四国連絡道路神戸淡路鳴門自動車道(以下「高速道路等」という。)における救急業務を行っている市町村(消防の事務を行う組合を含む。以下同じ。)及び平成24年中に高速道路等における救急業務を開始する予定の市町村について調査するものです。
 - 2 救急業務の実施団体が、組合の場合は、実施団体名欄に当該組合名を記入し、その下の()に構成市町村を記入してください。
 - 3 「実施方式」欄は、次の区分により記入をお願いいたします。
 - A～E: 高速道路等における救急業務を行うため、新たに救急隊1隊を設置したと認められる団体で、本年度東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「高速道路株式会社」という。)から救急隊1隊を維持する費用の支弁を受け、以下に掲げる期間に高速道路等における救急業務を開始した(インターチェンジの供用を開始した)もの
 - A:平成24年1月1日以降
 - B:平成23年1月1日～平成23年12月31日
 - C:平成22年1月1日～平成22年12月31日
 - D:平成21年1月1日～平成21年12月31日
 - E:平成20年1月1日～平成20年12月31日
 - F:当該団体の区域内の高速道路等のすべてにおいて高速道路株式会社が高速道路等の自主救急業務を行う団体
 - G:上記以外により高速道路等の救急業務を行う団体(平成19年12月31日以前に新たに救急隊を1隊設置したと認められる団体も含む。)
- ※ 高速道路支弁金を受領しない市町村においても、日本道路公団、高速道路株式会社等と協議の上、特別に救急活動のための非常出入口を高速道路上に設置して救急活動を行っている場合については、G に該当するとし、インターチェンジ供用開始年月日に当該非常出入口の利用開始時期、備考欄に当該非常出入口による非常出入口名について記載してください。

- 4 A、B、C、D及びEに該当する団体は、インターチェンジの供用を開始した日及び新隊を設置した日をそれぞれ「インターチェンジ供用開始年月日」及び「新隊設置年月日」欄に記入してください。
- 5 A、B、C、D及びEに該当する団体で、インターチェンジ供用開始日以降に市町村合併、組合加入、地方自治法第252条の14の規定による事務委託の開始等により救急業務実施団体の構成市町村に変更があった場合には、その旨を備考欄に記入してください。また、Gに該当する団体で、平成24年1月1日以降に市町村合併、組合加入、地方自治法第252条の14の規定による事務委託の開始等により救急業務実施団体の構成市町村に変更があった場合には、その旨を備考欄に記入してください。

各都道府県におかれましては、別添の「【様式】高速道路における救急業務実施体制」を、貴都道府県内の市町村に御送付の上、各市町村からの回答を一つのファイルにとりまとめ、担当者(消防庁救急企画室 長谷川)あて御提出願います。